

[研究ノート]

## カンボジアにおける障害児教育政策の展開

The Development of the Educational Policy for Children with Disabilities in Cambodia

古 山 萌 衣

Moe KOYAMA

---

*Studies in Humanities and Cultures*

---

No. 25

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 25号  
2016年1月

**GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES**

NAGOYA CITY UNIVERSITY  
NAGOYA JAPAN  
JANUARY 2016

[研究ノート]

## カンボジアにおける障害児教育政策の展開

### The Development of the Educational Policy for Children with Disabilities in Cambodia

古山萌衣\*

Moe KOYAMA

**要旨** 1990年代以降の国際的な教育政策の潮流でもある“Education for All”を理念とした教育開発は、和平成立後のカンボジアにおいても進められてきた。そのなかで、これまで政策課題の中心に据えられてきたのは「基礎教育の普及」であった。しかしながら戦後処理の一環としての障害者支援施策の展開から、幅広い障害者問題への対応・支援が検討されるなかで、障害児教育の推進を含めたインクルーシブ教育の展開も、基礎教育の普及と並行して議論されなければならない教育開発の課題である。そこで本論は、カンボジアにおける障害児教育をテーマとして、基盤となる法整備および政策的展開について整理・分析を行った。

カンボジアにおける障害児教育に関する法的規定は、ようやく整備されたばかりである。具体的には、署名・批准する子どもおよび障害者の権利保障に関する国際人権文書・条約等に沿って、「教育法」および「障害者の権利擁護と促進に関する法律」が制定され、「障害児教育」に関する条文が明記されるに至ったのは2000年代後半のことである。またこれらの法整備とあわせて、「障害児教育に関する政策」が示されたことは、障害児教育推進の契機として、今後の「障害児教育」を含めた“Education for All”およびインクルーシブ教育の実現を目標とした教育開発に対して、積極的な影響を与えるものと期待される。

他方、これらの法整備および政策立案は、DAC (Disability Action Council) が行う障害児教育プロジェクトの計画および実践を後追いする形で進められたといえる。特に先行したDACによる障害児教育に関する活動については、子ども・障害者の権利保障を具体化した取り組みであり、「障害児教育に関する政策」立案の土台を築いたものと評価できる。

しかしながら、障害児教育の推進に関して掲げられた政策理念および政策内容に対して、カンボジアにおける障害者支援および障害児教育の実践は、立ち遅れた状況にある。教育の質の改善を目的とした「チャイルドフレンドリースクール政策」においても、障害児への教育の保障を含むインクルーシブ教育の実現は検討課題として認識される一方で、具体的な取り組み・成果が示されるには至っていない。現在も教育および障害者支援については、財政資金も含めて国際的な援助協力団体に依存する状況にあるが、今後はより主体的な教育開発を目指し、整備された法規定および政策のなかで、いかに具体的な障害児教育およびインクルーシブ教育制度を確立し、実践につなげていくかが課題であることを指摘した。

**キーワード** : カンボジア、インクルーシブ教育、障害児教育、Education for All

\* 名古屋市立大学大学院人間文化研究科研究員 博士後期課程修了

## 1. はじめに

筆者はこれまでの研究<sup>1</sup>において、内戦終結からの復興及び開発途上にあるカンボジア王国（以下、「カンボジア」）における障害者の実態について、統計データによる分析を行った。そのなかで現在のカンボジアの障害者問題には、今も戦争被害による影響が強く残る一方で、医療体制の未整備や交通事故の発生を背景とした障害比率の高まりも確認でき、今後は戦後処理の一環としての障害者支援施策のみならず、幅広い障害者問題への対応および支援の展開が必要であることを指摘した。そのひとつが障害のある子どもへの教育の保障である。“Education for All”を共通理念として、今後の教育開発では基礎教育の普及のみならず、「障害」による特別な教育的ニーズへの対応を含むインクルーシブ教育の推進が求められる。

そこで本論では、カンボジア和平成立から現在までを中心に、これまでの障害児教育に関する政策的展開について年表にまとめ、整理を行う。そして、国際人権文書等にみられる“Education for All”およびインクルーシブ教育概念の広まりとの関連に注目した分析を行い、その特徴を明らかにする。特に、“Education for All”を理念としたカンボジアにおける教育開発について、「基礎教育の普及」をテーマにした先行研究はみられる一方で、「障害児教育」を主たるテーマとして論じる研究はまだ少ない<sup>2</sup>。そのなかで「障害児教育」に焦点化して整理・分析する点に本研究のオリジナリティがある。本研究は、今後の研究課題として、障害児教育の実践レベルでの現状を分析するうえでも有用であると考ええる。

筆者が障害児教育分野について開発途上にある国としてカンボジアを取り上げる理由は、日本が、カンボジアにとって最大のドナー国<sup>3</sup>であるからである。1991年の内戦終結以降、カンボジアの復興および開発援助において、日本は「着実かつ持続可能な経済成長と均衡のとれた発展」を目標に、「人間の安全保障」を基本方針のひとつとして掲げてきた。特にカンボジアODAの重点分野として示す「社会開発の促進」では、「教育の質の改善」という項目を挙げており、カンボジアの教育開発を重要な援助分野として位置づけている<sup>4</sup>。これは、カンボジアがASEAN地域における最貧国のひとつであり、かつての内戦の影響によって人材不足の問題を抱える国である一方で、現在は人口の半数以上を若年層が占めるなど豊富な労働力の可能性を有しており<sup>5</sup>、今後の成長において教育による次世代の育成が不可欠であることから、意義のあるものである。しかしながら前述したように、カンボジアの教育開発について論じる先行研究および協力実践は、依然として「基礎教育の普及」、特に学校建設等による「教育の量の確保」が主となっている。これについて今後は「教育の質の改善」を求めるとしても、障害を含む特別な教育的ニーズを有する子どもへの教育機会の実質的な保障は、議論されるべき課題のひとつであると考ええる。

## 2. カンボジアにおける教育開発の背景

1970年代後半、ポル・ポト政権時代に国内の知識層および教育制度が崩壊し、その後も約20年

間にわたって内戦状態が続いたカンボジアにおいて、教育の立て直しが社会開発における喫緊の課題として取り組まれるようになったのは、1992年の「パリ和平協定」締結による政治的安定が図られて以降のことである。

後述するように、1993年に制定された「カンボジア王国憲法」<sup>6</sup>において「国際人権規範の受容・尊重」が明記されたことに加え、国内の福祉・教育開発を国際協力に依存するという特異な状況にあるカンボジアでは、批准・加入する国際人権文書が教育に関する法整備および政策的展開に与えた影響は大きい。そのなかで、内戦からの復興途上にあつたカンボジアにおいて、教育開発を積極的にすすめるきっかけとなつたのは、「子どもの権利条約」<sup>7</sup>への批准（1992年）および「特別なニーズ教育世界会議」で採択された「サラマンカ宣言」への署名（1994年）である。特に、「子どもの権利条約」における「教育を受ける権利の保障」（第28条）、1990年に開催された「万人のための世界教育会議」から「特別なニーズ教育世界会議」および「サラマンカ宣言」において確立した“Education for All”（万人のための教育）という理念は、1990年代以降、世界中の教育政策において共通するキーワードとなっている。これはカンボジアにおいても例外ではなく、国際的な人権文書・条約等の動向を背景として、和平後の教育開発はすすめられたのである。

さらに2000年の「ミレニアム開発目標」に沿って設定された「カンボジアミレニアム開発目標」では、「普遍的な基礎教育の達成」が目標に掲げられた<sup>8</sup>。その目標のもとで行われた教育開発の成果は、近年の初等教育への就学率および識字率の上昇にも明らかである。

他方、障害児教育についてはどうか。表1は、カンボジアにおける教育開発の過程のなかで、障害児教育に注目し、関連する国内外の動きについて整理したものである。これを基に、次項からは障害児教育の法整備および政策的展開について整理・分析を進める。

表1 障害児教育関連年表

※筆者作成

年	カンボジア国内の動き	世界の動き（関連する国際会議・文書等）
1953	フランス統治からの独立	
1960		ベトナム戦争勃発（～1975）
1970	ロン・ルノ將軍クーデター	
1975	ポル・ポト政権樹立とクメールルージュの台頭	
1979	ヘン・サムリン政権樹立	
1981		「国際障害者年」
1982	「障害者世界行動計画」署名	
1989		「子どもの権利条約」採択
1990		「万人のための教育世界会議」（タイ ジョムティエン）→EFAを目標にした基礎教育重視のきっかけとなる会議

		国連本部「子どものための世界サミット」→基礎教育の普及
1992	「パリ和平協定」締結	
	暫定政府発足	
	社会福祉・労働・退役軍人省設置	
	「子どもの権利条約」加入	
1993	「カンボジア王国」正式発足	「アジア太平洋障害者の十年」採択
	「カンボジア王国憲法」成立	
	「国連障害者の機会均等準則」署名	
1994	「サラマンカ宣言」署名	「特別なニーズ教育世界会議」開催→「サラマンカ宣言」
	「アジア太平洋障害者の10年」署名	
1995	「教育セクター投資枠組み(1995-2000)」	「社会開発のための世界サミット」開催
1996	「第一次社会経済開発5か年計画」(1996-2000)→社会サービス提供に関する統合的・参加的・分権的アプローチに基づいた障害予防・リハビリテーション促進についての政府方針。障害者の尊厳の回復、障害の予防とリハビリテーションの充実に言及	
	「障害者権利法案」を準備・勧告	
1997	「障害活動評議会(DAC)発足	
	「障害者の権利宣言」署名	
1998	女性・退役軍人省(退役軍人事務)および社会福祉・労働省(障害者行政)設置	
	「カンボジア人口センサス1998」実施	
1999	「カンボジアにおける障害児の特別なニーズにあった教育機会の開発プロジェクト」実施	
2000	「障害者権利法案」策定チーム設置(社会福祉・労働省内)	「世界教育フォーラム」→「ダカール行動枠組」採択
	初等教育局内に「特別教育オフィス」設置→障害児・女子・少数民族・ストリートチルドレン等への教育機会の確保を目的とする	「国連女子教育イニシアティブ」提唱
	「障害啓発モジュール」開発(保健省協力)→障害の認識を高め、促進	「国際ミレニアムサミット」(ニューヨーク)→「ミレニアム開発目標」設定⇒「ダカール行動枠組」とともにEFA実現の必要性および2015年までにすべての子どもへの無償初等教育を普及することを提言
	「障害児のためのインクルーシブ教育パイロットプロジェクト」実施(スヴァイリエン州から開始、15州に拡大)	
2001	「第二次社会経済開発5か年計画」(2001-2005)	
	「教育戦略プラン 2001-2005」	

カンボジアにおける障害児教育政策の展開（古山）

	DAC・MoEYS協働による「障害児教育ワークショップ」開催	
	DAC「カンボジアにおける障害児のための教育政策」(Education Policy for Children with Disabilities in Cambodia)	
	「チャイルドフレンドリースクールプログラム」(Child Friendly School Program)開始	
2002	社会福祉・労働・職業訓練・青少年リハビリテーション省設置	
	「障害者権利法案」成案化	
2003	社会福祉・退役軍人・青少年リハビリテーション省、女性省、労働・職業訓練省を分離・新設	「第二次アジア太平洋障害者の十年」
	教育・青少年・スポーツ省特別教育局設置→障害児・少数民族出身者教育の所管	「行動のためのミレニアム・フレームワーク」採択
	政府「カンボジア・ミレニアム開発目標」(Cambodia Millennium Development Goals; CMDGs)設定	
	「Education for All 国家プラン 2003-2015」→初等教育完全普及(～2010)、基礎教育完全普及(～2015)	
	「行動のためのびわこミレニアム・フレームワーク」署名	
2004	「カンボジア社会経済調査2004」→5～17歳の障害を理由とした不就学率について言及(障害児の68%)	
2006	「教育戦略プラン 2006-2010」	「障害者の権利条約」採択
	「バンコク宣言」署名	「障害者の権利促進・保護のためのバンコク会議」
2007	「教育法」制定→特別教育の規定	
	「チャイルドフレンドリースクール政策」施行	
2008	「障害者の権利条約」署名	「障害者の権利条約」発効
	「障害児教育に関する政策」発表→インクルーシブ教育の推進について言及	
	「障害者権利法案」政府閣僚評議会により決定→「障害者の権利擁護及び促進法案」政府提出	
2009	「教育戦略プラン 2009-2013」	
	「障害児教育に関する政策マスタープラン」	
	「障害者の権利擁護及び促進に関する法律」制定→障害の定義(第4条)。障害者教育(第27～32条)	
2012	「障害者の権利条約」批准	
2014	「教育戦略プラン 2014-2018」	

### 3. 障害児教育を規定する法的枠組みの確立

和平成立後、1993年に「カンボジア王国憲法」は制定された。国連の暫定統治（UNTACによる統治）という特殊な環境下で起草された憲法は、第31条において「法の下での平等」とあわせて、「国際人権規範の受容・尊重」が謳われていることにも特徴づけられるように、国内の二大政党の影響を受けながらも、人権条項については国際人権文書・条約等に受けた影響は大きい<sup>9</sup>。

またそのなかで教育に関する条文としては、「子どもの権利・教育機会・福祉の保護」（第48条）および「国民の就学機会の保障」（第68条）が挙げられる。特に第48条については、「国際人権規範の受容・尊重」を反映し、「子どもの権利条約」に基づくものである。他方で障害者に関する条文としては、第74条において、傷痍軍人およびその家族の保護が規定されるのみとなっており、その他の障害者に関する規定はみられない。

同様に障害児（者）に関して「教育機会の保障」を直接的に示す内容は謳われていない。しかしながら、前述した「国際人権規範の受容・尊重」、すなわちカンボジアが子どもおよび障害者の権利保護に関する国際人権文書・条約等に対する署名・批准を認めていることは、それらに明記される障害児の教育機会の保障等についても従う素地を残すものであると考えられる。

そして憲法制定後、国内の教育開発がすすむなかで、2007年に「教育法」<sup>10</sup>が制定された。障害児教育に関する条文としては、第38条「特別教育」および第39条「障害のある学習者の権利」が挙げられる。具体的には、「特別教育」として「障害者のための特別教育の促進」および「障害者への適切な教育の提供」を、「障害のある学習者の権利」として「健常者と共に学ぶ権利」、「普通教育プログラム内での追加的な指導を受ける権利」、「特別クラスで特別教育を受ける権利」、「地域の学校で学ぶ権利」をそれぞれ規定している。これらはカンボジアにおける障害児教育を含む特別教育の推進およびインクルーシブ教育促進のために最初に確認された法的根拠となっている。またこれらの条文が規定された背景には、1994年以降、「サラマンカ宣言」をきっかけとした「インクルーシブ教育」および「特別ニーズ教育」に対する、世界的な理解の広まりを指摘できる。

さらに、「障害者の権利条約」<sup>11</sup>について2007年に署名したことを契機として、1996年より法案の制定準備・勧告が行われ、議論が進められてきた「障害者の権利擁護及び促進に関する法律」<sup>12</sup>がようやく2009年に制定されるに至った。障害児教育について同法において注目すべき点は、「障害の定義」（第4条）および「障害者教育」（第27条～32条）である。「障害者教育」については、先の「教育法」と同様の規定のうえに、「障害者の権利条約」に沿ってより詳細な内容を示すものとなっている<sup>13</sup>。他方で、ここでは「障害の定義」に注目したい。

同法における「障害の定義」では、「障害者とは身体的・精神的機能に欠落、欠損または損傷のある者であり、結果として日常生活に制約、たとえば身体的、視覚的、聴覚的、知的な機能障害、精神障害やその他克服できない障害のある者」と規定され、医学モデルをベースにした対象

規定となっている。これは「障害者の権利条約」第1条における「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む」とする、社会モデルをベースにした定義とは異なるものである。具体的には、障害を引き起こす身体の欠損部分に焦点が当てられていることに特徴がある<sup>14</sup>。ただしカンボジアにおいては、国内の障害者について、調査ごとに障害者数や障害者人口比率に大きな差異がみられ<sup>15</sup>、障害種が詳細には診断・区別されておらず未分化な状況にある。また「政府機能の脆弱さゆえに、障害者が認定を受けられずに正当な扱いを受けられない危険性をはらんでいる」<sup>16</sup>ことも指摘されるように、同法における「障害者」の対象把握・認定には依然として課題が残されている。

以上に整理した通り、カンボジアにおいて障害児教育を展開する法的根拠・土台となるのは、「カンボジア王国憲法」、「教育法」、「障害者の権利擁護と促進に関する法律」および国際人権文書・条約による規定となっている。これらの法的規定については、今後「障害児教育」を含めて“Education for All”およびインクルーシブ教育の実現を目標にした教育開発に対して、積極的な影響を与えるものと期待したい。また、現在の障害児教育実践が一部の国際援助団体に依存して行われる状況であることに對し、今後は法的規定を基盤として、いかにより主体的な教育開発および実践につなげていくかが課題である。

次に、このような障害児教育に関する法整備に先行して進められた、障害者活動評議会（DAC : Disability Action Council）による障害児教育プロジェクトの計画と実践、およびそれらが政策立案に与えた影響について整理する。

#### 4. DACを中心にした障害児教育プログラムと政策への影響

1990年代の教育開発において、最優先課題として議論の中心にあったのは、「基礎教育の普及」であった。一方で「特別な教育的ニーズのある子ども」、特に「障害のある子ども」に対する教育の充実について議論されるようになったのは、「障害者活動評議会」（DAC : Disability Action Council）が1997年に設置されて以降である。

DACは、1996年から草案作りが開始された「障害者権利法案」および1997年の「障害者の権利宣言」署名といった、障害者の権利保護の促進の動きを背景として、社会福祉・労働・退役軍人省の働きかけにより、それまで支援団体が中心となって展開されていた障害者支援サービスについて、支援団体と政府関係機関をつなぐことを目的として設置された半官半民の組織である。現在は前述した「障害者の権利擁護と促進に関する法律」および2009年に発令された勅許（Royal Kram No, NS/RKM/0709/010）により規定されている。そのメンバーは国および州政府の関係機関、NGO、障害者団体の代表者から構成され、Australian Aid（オーストラリア国際開発庁）、ユニセフ等の援助を受けて、カンボジア国内の障害者支援および障害者問題に関する政



策について助言、調整を行っている<sup>17</sup>。

DACが設置され、議論すべき優先課題のひとつとして挙げられたテーマのひとつが、障害児教育であった。具体的には、1999年に、障害児教育の開発として、「カンボジアにおける障害児の特別なニーズにあった教育機会の開発プロジェクト」<sup>18</sup>を、MoEYSの協力のもとでスタートさせた。教育開発においては依然として「基礎教育の普及」が中心的課題として取り組まれていた当時、「障害児教育の整備」については、NGO等の一部の援助団体により運営される障害児を対象とした特別学校<sup>19</sup>があることを除き、手つかずの状態であった。DACはこのような現状を課題として把握し<sup>20</sup>、「①主流教育に障害児を包括するための国家政策の開発、②MoEYS及び公における障害児の教育の権利に対する理解啓発、③障害児のニーズを取り入れた教授法・訓練設備の開発、④パイロットプロジェクトの実施」<sup>21</sup>することを目標に掲げ、障害児個人のニーズに合った適切な教育機会の開発に焦点をあてたプロジェクトの実施に取り掛かったのである。そしてプロジェクトを経て、まとめられたものが「カンボジアにおける障害児のための教育政策」(Education Policy for Children with Disabilities in Cambodia)であった。これは2008年に教育・青少年・スポーツ省(MoEYS: Ministry of Education Youth Sports)より発表された「障害児教育に関する政策」<sup>22</sup>の草案となったものである。

DACによる障害児教育に関する議論およびプロジェクトの計画・実施等の取り組みは、先に整理した障害児教育を規定する「教育法」および「障害者の権利擁護と促進に関する法律」の制定、また「障害児教育に関する政策」の立案に先行し、それらに積極的な影響を与えたものとして評価できる。またDACの活動に資金提供を行うユニセフは、DACによる取り組みの成果として、MoEYSがインクルーシブ教育の実施を教育戦略計画の目標にも掲げるようになったこと、すなわちインクルーシブ教育が公式に受け入れられるようになったことを評価している<sup>23</sup>。このようにカンボジアにおける障害児教育の開発は、1990年代後半よりDACが中心となって進められてきたといえる。

## 5. チャイルドフレンドリースクール政策にみる障害児教育

またカンボジアの教育開発のなかで、障害児教育について言及した政策文書のひとつとして、ユニセフの支援を受けてMoEYSが2007年より実施に取り組んでいる「チャイルドフレンドリースクール政策」<sup>24</sup>を指摘できる。そのきっかけとなったのは、前述した「ミレニアム開発目標」および「カンボジアミレニアム開発目標」、「Education for All 国家プラン2003-2015」<sup>25</sup>の策定、そして2001年から支援団体を中心となって進められてきたパイロット校における「チャイルドフレンドリースクールプログラム」の先駆的な取り組み<sup>26</sup>である。

「チャイルドフレンドリースクール政策」は、基礎教育の普及のため、「普遍的な子どもの権利を保障すること」「基礎教育の質と効果を高めること」を主たる目的とする政策である。その

枠組みは6領域にわけられ、「①すべての子どもに対する学校へのアクセス保障（インクルーシブな学校）、②効果的な学習、③子どもの健康・安全・保護、④ジェンダー配慮、⑤地域学校運営における子ども・家庭・コミュニティの参加、⑥国家システムによるチャイルドフレンドリースクール支援」に整理される。

そのなかで障害児教育に関連する領域としては、「①すべての子どもに対する学校へのアクセス保障（インクルーシブな学校）」が指摘できる。その目的は「すべての子ども、特に異なる状況下にある子どもの平等な通学アクセスを保障し支えること」である。特に「貧困家庭、女兒、孤児、家庭内暴力の被害児、障害児、エスニックマイノリティの子ども、ドラッグの影響を受けた子ども、HIV/エイズやほかの病気の影響を受けた子ども」が「異なる状況下にある子ども」として例示され、“Education for All” およびインクルーシブ教育の実現を念頭においた教育政策に対する指摘がなされている。このように「チャイルドフレンドリースクール政策」の推進において、障害児に対する教育機会の保障および教育の充実が、ひとつの検討課題として理解・認識されていたことは、注目すべき点である。これについては、その後2008年の「障害児教育に関する政策」策定にも一定の影響を与えたものとして評価できる。

ただし「チャイルドフレンドリースクール政策」の取り組みについて、現在のところその成果に障害児教育施策の進展をみることは難しい。具体的には、基礎教育の普及・充実を目的とした学校建設や校舎改築などハード面における改善<sup>27</sup>は、教育に関する統計データ上にも確認することができ、明らかな政策の成果として評価できる。しかしながら、内容を障害児教育に関する取り組みに限定すると、現状を示すデータ等は少なく<sup>28</sup>、施策の進展を確認・評価できるまでには至っていない。

## 6. おわりに

結論として、本論において整理・分析を行った、カンボジアにおける障害児教育に関する法整備および政策的展開の特徴と今後の課題について、以下のようにまとめた。

- ① 和平成立後、国連の暫定統治下という特殊な環境のなかで起草された「カンボジア王国憲法」を有するカンボジアにおいて、憲法が定める「国際人権規範の受容・尊重」という規定は、教育開発にも大きな影響を与えている。
- ② 特に1990年代以降、“Education for All” という国際的な潮流を背景として、教育開発における「基礎教育の普及」はその中心的課題として積極的に進められてきた。
- ③ しかしながら「障害児教育」については、近年ようやく法的に規定されたところであり、現在も政策的枠組みが築かれた段階にあるにすぎない。
- ④ 他方で、「障害児教育に関する政策」の立案、「教育法」および「障害者の権利擁護と促進に

関する法律」の制定に先行して、障害児に対する教育機会の開発に取り組んできたのは、DACである。

- ⑤DACによるプロジェクトは、子ども・障害者の権利保障を具体化した取組みであり、障害児教育政策の土台を築いたものとして評価できる。
- ⑥また、障害児教育推進に積極的な影響を与えるものとして、子どもの権利保障と基礎教育の質の向上を主たる目的とする「チャイルドフレンドリースクール政策」においても、インクルーシブ教育が検討課題として認識された点については評価できるが、具体的な取組み・成果を示すまでには至っていない。
- ⑦今後はより主体的な教育開発を目指し、これまでに整備された法規定および政策のなかで、いかに具体的な障害児教育およびインクルーシブ教育制度を確立し、実践を充実させていくかが課題である。

最後に、本研究で明らかにしたカンボジアにおける障害児教育の政策および法整備の現状と照らし合わせて、実践レベルではどのような状況にあるのか、引き続き分析・検討を行うことを今後の研究課題として提示したい。

- 
- <sup>1</sup> 古山萌衣 (2014) 「カンボジアにおける障害者の現状と課題：身体障害を中心に」『名古屋市立大学大学院人間文化研究』22, pp. 15-29
  - <sup>2</sup> カンボジアの教育開発について、障害児教育をテーマとして論じる先行研究は少ない。そのため本論では、主として教育開発に関わるユニセフ等、支援団体の報告書および政策文書を先行研究・資料として参照した。
  - <sup>3</sup> 外務省 (2015) 「2014年度 政府開発援助 (ODA) 白書」 p. 196参照  
([http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/14\\_hakusho\\_pdf/pdfs/14\\_all.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/14_hakusho_pdf/pdfs/14_all.pdf) 2015/11/12アクセス)
  - <sup>4</sup> 対カンボジアODAの概要については、外務省 (2014) 「政府開発援助 (ODA) 国別データブック2014 (東アジア地域)」 pp. 11-15参照 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072234.pdf> 2015/11/12アクセス)
  - <sup>5</sup> 日本による対カンボジア援助の背景については、外務省 (2012) 「対カンボジア王国 国別援助方針」を参照 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072231.pdf> 2015/11/12アクセス)
  - <sup>6</sup> 「カンボジア王国憲法」(Constitution of the Kingdom of Cambodia) の原文 (英文) については、カンボジア開発評議会 (CDC : Cambodia Development Council) ウェブサイト  
([http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/the-constitution-\\_930921.html](http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/the-constitution-_930921.html) 2015/11/12アクセス) 参照。  
日本語訳については、日本国際問題研究所ウェブサイト  
([http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/h17\\_cambodia10\\_material/.pdf](http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/h17_cambodia10_material/.pdf) 2015/11/12アクセス) 参照
  - <sup>7</sup> 正式名称は「児童の権利に関する条約」(Convention on the rights of the child)。外務省ウェブサイト  
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html> 2015/11/12アクセス) 参照
  - <sup>8</sup> 「目標2」(Goal 2) として「普遍的な9年間の基礎教育の達成」(Achieve universal nine-year basic education) を掲げている。Royal Government of Cambodia (2005) “Cambodia Millenium Development Goals : 2005 updated”  
(<http://www.mop.gov.kh/LinkClick.aspx?fileticket=wwu5WJy3phk%3d&tabid=156&mid=651> 2015/11/12アクセス)

- <sup>9</sup> 憲法の成立過程および国連暫定統治下における起草が憲法の内容に与えた影響については、木村光豪（2014）を参照した。憲法第31条第1項（国際人権規範の受容・尊重）、第48条第1項（子どもの権利条約が規定する子どもの権利保障）、第48条第2項（子どもの教育・福祉の保護）は、1989年制定の旧憲法にはみられなかった新たな記述である。木村光豪（2014）「カンボジア王国憲法の人権規定」『関西大学法学論集』63(6), pp.197-246
- <sup>10</sup> 「教育法」（Education Law）の原文（英文）については、MoEYSウェブサイト（<http://www.moeys.gov.kh/images/moeys/laws-and-regulations/48/EducationLaw-EN.pdf> 2015/11/12アクセス）参照
- <sup>11</sup> 正式名称は「障害者の権利に関する条約」（Convention on the rights of persons with disabilities）。外務省ウェブサイト（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf> 2015/11/12アクセス）参照
- <sup>12</sup> 「障害者の権利擁護と促進に関する法律」（Law on the Protection and the Promotion of the Rights of People with Disabilities）の原文（英文）については、CDCウェブサイト（[http://www.cambodiainvestment.gov.kh/content/uploads/2011/09/law-on-the-Protection-and-the-Promotion-of-the-Rights-of-Persons-with-Disabilities\\_090812.pdf](http://www.cambodiainvestment.gov.kh/content/uploads/2011/09/law-on-the-Protection-and-the-Promotion-of-the-Rights-of-Persons-with-Disabilities_090812.pdf) 2015/11/12アクセス）参照
- <sup>13</sup> 国や関連省庁、関連機関に対して、就学権の保障（第27条）、障害児教育政策の実施とインクルーシブ教育の促進（第28条）、障害児教育設備の充実（第29条）、障害児の教育的ニーズへの配慮（第30条）、教員に対する教育訓練プログラム実施（第31条）、障害理解の促進（第32条）を求めている。
- <sup>14</sup> これについて四本健二は、カンボジアにおいて障害の社会モデルが理解と支持を得るには至っていないことを指摘している。四本健二（2010）「カンボジアにおける障害者の法的権利の確立」小林昌之編『アジア諸国の障害者法—法的権利の確立と課題—』, p.94参照
- <sup>15</sup> 調査によってばらつきがみられるが、「カンボジア人口センサス2008最終結果」では総人口の1.44%が障害者であると報告されている。National Institute of Statistics（2009）“General Population Census of Cambodia 2008 Final Results”（<http://www.stat.go.jp/English/info/meetings/cambodia/pdf/chap8.pdf> 2015/11/12アクセス）
- <sup>16</sup> 四本健二（2010）、前掲書、p.95引用
- <sup>17</sup> DACウェブサイト（<http://dac.org.kh> 2015/11/12アクセス）参照。2000年度にDACについて「カンボジアにおける障害児に対する教育機会の提供」をテーマに助成事業を行った日本財団による団体紹介では、DACは「依然政府が全面的に障害者を支援する責任を引き受けるための経済的・人材的能力がないため、NGOから政府機関へ段階的に責任を移行させるために設立された半官半民の組織」であること、またNGO等が「政府関係者のキャパシティ・ビルディングと障害者支援に必要な技術的支援を提供し、政府の自立と政策への反映を促す」というDACを通じた活動は、東南アジアにおいても先駆的な取り組みであり、周辺諸国の関心を集めていることが指摘されている。日本財団図書館ウェブサイト内の団体紹介ページ（[https://nippon.zaidan.info/dantai/201643/dantai\\_info.html](https://nippon.zaidan.info/dantai/201643/dantai_info.html) 2015/11/12アクセス）参照。
- <sup>18</sup> DACが障害児教育開発プロジェクトを行う経緯については、UNICEF（2003）“INCLUSIVE EDUCATION INITIATIVES FOR CHILDREN WITH DISABILITIES Lessons From The East Asia And Pacific Region”（[http://www.childinfo.org/files/childdisability\\_InclusiveEducationConsolidatedReportEastAsia.pdf](http://www.childinfo.org/files/childdisability_InclusiveEducationConsolidatedReportEastAsia.pdf) 2015/11/12アクセス）参照。
- <sup>19</sup> 難民キャンプの子どもへの教育保障を目的として1991年に創設されたNGO「Krousar Thmey Foundation」は、1994年に視覚障害児学校、1997年に聴覚障害児学校を開校し、現在もカンボジア国内に5校の学校を運営している（<http://www.krousar-thmey.org/> 2015/11/12アクセス）。視覚障害児学校については、日本が草の根無償資金協力を行った実績もある（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/hanashi/sekai/asia/kanb2.html> 2015/11/12アクセス）。その他、1997年には、キリスト教系団体の支援により知的障害児を対象とした学校「Rabbit School」も開校している（<http://www.rabbitschoolcambodia.org/> 2015/11/12アクセス）。現在の学校の概要については、間々田和彦（2013）を参照。間々田和彦（2013）「カンボジア国の特別支援教育報告②—統合教育パイロット校、地方の盲啞学校、知的障害施設・肢体不自由施設等—」筑波大学特別支援教育研究センター『特別支援教育研究』6, pp.70-76

- <sup>20</sup> プロジェクト実施に至った背景のひとつとして、DACは、1998年ごろにはカンボジアにおいて障害児の教育機会が実質的にほとんどないということを認識していたことが指摘できる。UNICEF (2003), 前掲書 参照
- <sup>21</sup> UNICEF (2003), 前掲書 参照
- <sup>22</sup> Ministry of Education, Youth and Sports (2008) “Policy on Education for Children with Disabilities” ([http://www.moeys.gov.kh/en/policies-and-strategies/download/48\\_33fda6035808086f88e5af744daf7e01.html](http://www.moeys.gov.kh/en/policies-and-strategies/download/48_33fda6035808086f88e5af744daf7e01.html) 2015/11/12アクセス)
- <sup>23</sup> UNICEF (2003), 前掲書 参照
- <sup>24</sup> Ministry of Education, Youth and Sports (2007) “Child Friendly School Policy” ([http://www.moeys.gov.kh/en/press-releases/download/47\\_3cc53427b72aa45733d5053c033f49cd.html](http://www.moeys.gov.kh/en/press-releases/download/47_3cc53427b72aa45733d5053c033f49cd.html) 2015/11/12アクセス)
- <sup>25</sup> Royal Government of Cambodia (2003) “Education for All National Plan 2003-2015”。カンボジアにおける長期的な社会経済発展の目標達成のための政策・戦略文書として立てられた計画である。計画のなかでは、全ての子ども・青少年に対して基礎教育にアクセスする平等な機会を保障するうえで配慮すべきものに「身体的障害 (physical disability)」が挙げられている。また「公式な基礎教育 (Formal Basic Education)」の戦略における横断的課題の一つとして「障害のある学習者 (Disabled learners)」が指摘され、「学校の建築デザイン、特別教育や教材など、特別プログラムを含む教育機会へのアクセスを平等にする国家戦略・政策の立案」を求めている。(<http://datatopics.worldbank.org/hnp/files/wdstats/KHMefa03a.pdf> 2015/11/12アクセス)
- <sup>26</sup> チャイルドフレンドリースクールプログラムをきっかけとして、チャイルドフレンドリースクール政策が立案された。チャイルドフレンドリースクールプログラムは、2001年にユニセフとスウェーデン国際開発機関 (Swedish International Development Agency : Sida) の資金援助を受けて開始された。Kurt Bredenberg (2004) “The Child Friendly Schools Movement and Impacts on Children’s Learning : practical applications in Cambodia” Kampuchean Action for Primary Education Working PapersおよびIm Sethy (Secretary of State, Ministry of Education, Youth and Sports) (2006) “Child Friendly Schools (CFS) in Cambodia” 参照。
- <sup>27</sup> Ministry of Education, Youth and Sports (2015) “EDUCATION CONGRESS 2015” (<http://www.moeys.gov.kh/en/education-congress-2015/1461.html#.VkoHe2ZKPCR> 2015/11/12アクセス)
- <sup>28</sup> MoEYSがまとめた「教育 कांग्रेस2014」では、特定の地域についてインクルーシブ教育を行う学校のデータを示している。Ministry of Education, Youth and Sports (2014) “Education Congress2014” p. 8参照 (<http://www.moeys.gov.kh/images/moeys/Education-Congress/479/2-Main-Edu-Congress-Report2012-2013-en.pdf> 2015/11/12アクセス)

(研究紀要編集部は、編集発行規程第6条に基づき、本原稿の査読を審査委員に依頼したところ、審査委員から掲載可とする判定があったので受理した。2015年12月10日付)